

秋の運動を全会員の参加で成功させよう！ 署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2015年10月5日(月)発行
No.155

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

何でも相談会3会場に相談者11名 会外から7名 入会対象者も！

■ 北区相談会は役員・事務局7と新山弁護士が対応

19日(土) 午後7時から北生涯学習センターで行われた相談会には、相談者が予定どおり訪れました。元染織業だという方は、「工場の解体を知人に頼み、代金も払ったがほとんど手つかずでガレキが残り、2年も経過してしまった。口頭で契約書は無いが今後どうしたらいいか」との相談。井浪副会長と事務局が対応し、「まず書面で相手に通知し、それでも反応がなければ内容証明を送って交渉したらどうか」とアドバイス。



もう一人は、年金が少なく今アルバイト生活だが軽運送業を開業したいとの相談。役員、事務局で丁寧に相談にのりました。会員のAさんの相続の件で新山弁護士に相談し「参考になりました。ありがとうございました」と喜んでいました。

■ 西区相談会には入会対象者が来所。役員・事務局7名と矢崎弁護士が対応。



20日(日) 午後2時から西生涯学習センターで「何でも相談会」を開催し、相談員として山田支部役員3名と事務局4名が対応。会員の相談者が2名、会外の相談が2名でした。役員の高木さんと事務局で相談に乗った方は「夫が昨年独立し、自己流で確定申告をしたが不安」との話。「民商では、みんなで学習し自主計算自主申告で頑張っています。ぜひ一緒に」と入会を勧めました。「夫と一緒にあらためて事務所へいきます」と次回お会いすることになりました。



山田支部では、この日午前中に2組に分かれ(敬称略: 高木、加納、前田、前田)で18件を訪問し、相談会へ駆けつけました。

※守山生涯学習センターでの詳細は次号でお知らせします。

マイナンバー制度学習会のお知らせ

日時: 10月4日(日) 10時～

場所: 民商事務所3階

講師: 名古屋北法律事務所

伊藤 勤也 弁護士

内容: 弁護士による講演と質疑応答



学習会は一時間程度です。その後、食事をとりながら、討論を深めます。

参加費無料! 是非ご参加ください!

参加申し込みは、民商事務所(915-8111)までお願いします。

他民商青年部員と交流しました



9月10日（木）青年部会を行い、部員6名、事務局2名が参加しました。この日は、瀬戸旭民商の青年部から部長と副部長が参加して下さり、業者青年として、民商の会員として、そして青年部員として交流を深めました。

青年部建設の悩みなども出し合いながら、どうして民商に入ったのか、どんな商売をしているのかについて話が弾みました。「最初の頃は青年部は自分一人だけだったけど、部員訪問をしたり、積極的に声かけをして今のメンバーが集まってくれるようになった」「どんなに参加が少なくても、部会を欠かさずやるようにしている」などなど、アドバイスをしながら「うち（名古屋北部民商青年部）も、もっと色々な人に部会や学習会に来てもらいたいね」「久しぶりに部員訪問やろうか」と青年部の拡大に向けて意欲を語りました。

また、「商売を語る会（仮）」の計画を話し合う中で、共にインターネットを通じて商売をしている瀬戸旭民商副部長の蒔田さんと名古屋北部民商青年部副部長の橋本さんで話が弾み、蒔田さんは、「橋本さんが語って下さるなら是非参加したいです」と話され、大いに盛り上がりました。

税務署交渉を行いました



9月1日（火）午後3時から名古屋西税務署交渉を行ないました。北名古屋民商から、橋本会長ら4名、名古屋北部民商から、前田副会長ら6名が出席しました。税務署側から長房総務課長ら4名が対応し、事前に「税制と税務行政の改善を求める要望書」で求めた8項目の回答を読み上げ、重点的に絞って懇談を行ないました。

事前通知について、署長以外の職員ができる法的根拠を質し、「…従来の運用上、署長を補佐する職員が行っているが問題はない。」との回答があり、「署長を補佐する職員が出来るなんて条文は、国税通則法74条の9項など、どこにもない。勝手に解釈せず、文書で行え」と求めましたが、法的根拠は明らかにせず、同じ回答を繰り返し、改めて、名古屋国税局に要望や意見をあげることになりました。

行政指導の「お尋ね」文書で、税務署への連絡を求め、電話すると税務調査を告げられるという事案について、文書を送られてきた会員夫婦も参加して、通則法の改正によって、調査と行政指導の区分を明確化することが求められ、「来署を依頼する場合、税務調査か行政指導なのかは事前に納税者に明示する」とした佐川宣寿国税庁次長の答弁等からも大きく逸脱している今回の事案については、直ちに調査を中止し、本人に謝罪することを強く求めました。最後に、前田副会長から、税務署として意見を聞く姿勢を堅持してすすめることを求めました。

名古屋北税務署交渉は、11日（金）午後3時より、安藤会長、井浪副会長ら5名で行いました。西税務署と同様の回答がされましたが、要望書以外の質問について、「いろいろな解釈をされる恐れがあるので自分からは申し上げられない」と、責任を回避する姿勢に終始し、従来よりも後退した回答となりました。

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**